

宇部市人材確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人材確保を目指す市内の中小企業者に対し、人材確保を目的とした求人情報の発信を支援することにより、大学、専修学校等の卒業予定者、離職者、転職希望者、U I J ターン希望者などの求職者（以下「求職者」という。）に市内中小企業への就職を働きかけ、求人と求職のマッチングを図るとともに、市内中小企業の人材確保と求職者の市内就職を促進することを目的とする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内の事業所への採用及び配属を目的として第4条に規定する補助対象事業を実施する法人格を有する者とする。ただし、第4条第1号に規定する事業については、過去3年度以内に同一の就職・転職情報サイトの利用履歴がない者を対象とするものとする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人
- (5) 市税の滞納がある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に該当する人材確保を目的とした求人情報の発信を支援する事業とし、第7条第1項の交付決定通知書に記載の交付決定日以降に着手し、当該年度の2月末日までに完了する事業とする。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は補助対象外とする。

- (1) 就職・転職情報サイトに会社情報を掲載する事業
- (2) 求職者を対象に、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業
- (3) 採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う事業
- (4) 採用に関する企業PR動画の制作を行う事業

(補助金の額等)

第5条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 前項の規定における補助金の額の算定において、補助対象経費、補助率及び補助上限額は別表のとおりとする。
- 3 前項の規定により算定された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、宇部市人材確保支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、宇部市人材確保支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定した場合においては、宇部市人材確保支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業者(以下「補助事業者」という。)が当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、宇部市人材確保支援事業費補助金変更申請書(様式第4号)に変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額のうち20パーセント以内の減額の変更をする場合で、かつ、補助事業の目的に影響のない程度の事業計画の細部を変更する場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、交付決定に係る内容の変更を承認し、宇部市人材確保支援事業費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金交付決定額は、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を超えないものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、申請内容の変更が適当でないと認めたときは、宇部市人材確保支援事業費補助金変更不承認通知書(様式第6号)により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、第2項に規定する承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに宇部市人材確保支援事業費補助金中止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過した日又は第6条の申請書を提出した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、宇部市人材確保支援事業費補助金実績報告書(様式第8号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、第7条第

1 項に規定する交付決定（第8条第2項の規定による承認をしたときは、同項に規定する変更交付決定をいう。以下「交付決定等」という。）の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市人材確保支援事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市人材確保支援事業費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定等の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該補助事業者に対し、宇部市人材確保支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

- （1）虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- （2）第9条の中止届の提出があったとき。
- （3）補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- （4）この要綱又は補助金の交付決定等の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- （5）その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により交付決定等の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、宇部市人材確保支援事業費補助金返還命令書（様式第12号）により、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、返還命令を受けた補助事業者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

（帳簿等の整備）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（報告及び調査）

第16条 補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から3年度間、各年度の3月末に、宇部市人材確保支援事業費補助金採用状況報告書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行うときは、その調査に協力しなければならない。

(財産の処分)

第17条 補助金を交付された補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、及び担保に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の全部若しくは一部を返還し、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過した場合、その他やむを得ない理由によりあらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 市は、この要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検証を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
就職・転職情報サイトに会社情報を掲載する事業	就職・転職情報サイトへの掲載に係る費用	1／2	10万円
求職者を対象に、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業	合同企業説明会への出展料及び出展時に必要な用品の購入費用もしくはレンタル料 (社員の交通費、宿泊費等の経費は対象外)		
採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う事業	採用に関するホームページの新規作成または改修に係る専門業者への外注費		
採用に関する企業PR動画の制作を行う事業	採用に関する企業PR動画制作に係る専門業者への外注費		

※ 1 補助対象事業者当たり、1 補助対象事業のみを申請可能とする。

※ 補助対象とならない経費（以下に例示）

- ・当該補助事業完了後に、補助事業以外の目的で使用可能なものの備品等購入費（事務処理用パソコン、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等）
- ・補助金申請日の属する年度の2月末までに支払いが完了していないもの
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・国、県等の他の補助金、助成金が充当される費用
- ・国、県等の事業により費用が負担軽減されるなど、実質的に支援の対象となる経費
- ・本補助金に係る事業計画書類の作成及び送付に係る費用
- ・事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・上記のほか、公的な資金の用途として、社会通念上不相当と認められる経費